

今回の組織条例の改正は、第六次総合計画基本計画を推進に向けた体制整備のために行うものであり、市長に認められている組織編成権のもとで提案されています。しかし、組織編成権を持つのは市長ですが、市長直下の組織と附属機関については、議会の関与が必要とされており、私たち議会は今回の組織条例の改正が市政運営や市民生活にどう関わっていくか、大所高所から検討していくことが求められるように思います。

提案は、現在、市民自治の推進に向けて取り組んでいる市民自治推進担当部署とくらしと文化部、コミュニティ生活課の業務を再整理しつつ、新しく「協創推進室」を設置する内容です。これについては、市長がかねてから掲げてきた「(仮称)地域担当職員構想」とも関連し、今月18日からパブリックコメントが行われていますが、「多摩市自治基本条例の一部改正」にも深く、密接にかかわるものと受け止めています。

市長は当選1期目から、まちづくりを進めていく仕組みとし、「(仮称)地域委員会」「(仮称)地域担当職員」公約に掲げていましたし、その方向を前向きに捉え、後押しすることができたらどんなによかったかと思います。

しかし、10年以上は検討してきた「(仮称)地域委員会」あるいは「(仮称)地域担当職員」は、客観的な現状分析をすればするほど、行政にとっても市民にとってもなかなか難しいのが現実と言えるのではないのでしょうか。

卵が先、ひよこが先…という議論で、まずは組織体制を整えてから、一步を踏み出していくとの考え方もあるのかもしれませんが、私が見聞きした、「協創」に関わる取組みの現実には、地域のなかでそれを実現していくことが、本当に市民のために必要といえるのか、市民の受け皿はできているのか、それを支えるための市役所組織体制はどうあるべきか、それに必要な組織文化が構築されてきたか等、まだまだ慎重な見極めが求められており、未だ試行錯誤し、実験段階にあるように思います。もちろん、第六次総合計画基本計画において、「協創」という新しい概念を取り込みながら、まちづくりを進めていきたいとの方向が示されていますが、「部レベル」の組織として「協創推進室」を設置する判断は時期尚早であると思います。

また、第六次総合計画基本構想では「協創」という言葉を用いず、自治基本条例の前文を踏まえた、まちづくりの基本理念の一つとして「多摩市らしい地域共生社会の実現」を掲げています。そして、分野横断的に取り組むべき重点テーマとして挙げられているのが、「環境との共生」、「健幸まちづくりの推進」、「活力・にぎわいの創出」です。

ここでは、阿部市長がこれまで力を入れて取り組んできた「健幸まちづくり」が位置付けられていますが、この間、多摩市の「健幸まちづくり」は政策監を迎えて進めてきたとはいえ、しかし、組織としては「規則」により設置した「健幸まちづくり推進室」を機能させながら現在に至ります。

先日12月16日土曜日、17日日曜日に市が主催の協創セミナーと協創講座に参加しましたが、今はまだ、「協創推進」にどのように取り組むことが必要であるのか、残念ながら、「協創」を確信をもって語れているとは言い難い状況とお見受けしましたし、その場で同席された市民の皆さんの声からも十分に理解していたとは感じられませんでした。であり、やはり、この段階で、組織条例の改正にまで踏み込む必要性は低いと考えます。

加えて、私の一般質問でも指摘をした通り、そもそも「協創」は言葉そのものが造語であり、日本語的にも正しいと断言できない用語です。国語的には少なくとも、法律には使用されることがないと市長も認識されていたと思います。そうした言葉、用語を自治体独自で用いるためには、それなりの説得力ある根拠を持つべきです。

現段階では「協創」という言葉に対し、庁内的にも理解が難しいという声もあるようです。まだまだ、十分に理解が広がっていない言葉に「目新しさ」はあっても、それだけの話しに留まるのではないのでしょうか。「だから、何なの」という話しです。言葉だけが漂流してしまうことも否定できません。私は、多様な在り方、多様な形態で進められる「協働」がよりよく、豊かに展開され、推進されていくその先にこそ、市長がお使いになりたい「協創」という状態があるのだと思っています。

そして、何よりも「協創」のために求められるのは、今さら言うまでもなく、市役所に沁みついてきた古い意識とその体質を変えていくことだと思っています。従来の「協働」の抱える課題を解決するために、「協創」の概念を取り込む必要性が説明されていますが、例えば、市民の目線から見ると、市役所の各部署どうしが連携できていない、さらには「責任の押し付け合い」をしているようにしか捉えられない場面も未だ存在しています。「協創」という用語を使えば、こうした状況が変わるのでしょうか。新たな「協創推進室」が設置されたところで、結局、また縦割り組織の一部署になる可能性もゼロではありません。いずれにせよ、現実的には「組織条例改正」をせずに、未だモデル試行中の「協創」の推進に取り組み、その結果を評価し、次のステップに進むことが求められると判断します。

以上申し上げ、「組織条例改正」を伴う今回の「協創推進室」の設置については、改めて再考してほしいことを求め、反対の討論といたします。

